

全量売電及び屋根貸しによって設置された太陽光発電設備により発電された電気を災害等の停電時に需要設備で使用する際の確認について

平成 24 年 3 月の電気事業法施行規則改正により、再エネ設備については 1 構内 2 引込みが認められることとなり、発電電力量の全量を売電することが可能となりました（10kW 未満の太陽光発電設備を除く）。

また、同年 7 月に開始した再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、住宅の屋根等に住宅所有者とは異なる設置者が太陽光発電設備を設置する形態（以下「屋根貸し」という。）の普及が見込まれています。

全量売電及び屋根貸しによって設置された太陽光発電設備により発電された電気を、災害等の停電時に需要設備で使用できるようにしたいとのニーズがありますが、以下 3 点をご確認いただきますようお願いします。

1. 固定価格買取制度の設備認定基準について

http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/nintei_setsubi.html#setsubi

2. 全量売電（いわゆる 1 構内 2 引込み）をするための要件について

<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/faq.html#2-13>

3. 保安上の取扱いについて（※）

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2013/08/250816-1.html

※ この保安上の取扱いに関し、＜パターン 2：太陽電池発電設備と屋内配線を接続する場合＞は、両設備がともに事業用電気工作物である場合（通常時に需要設備が事業用電気工作物かつ太陽電池発電設備の出力が 50kW 以上の場合）について整理されているものです。需要設備または太陽電池発電設備が一般用電気工作物になる場合は、本省又は太陽電池発電設備を設置する地域の監督部の電力安全課にお問い合わせください。

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/taiyoudenchi.html